

練馬区指定介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

Ⅰ. 介護サポートかがやき有限会社 事業者の概要

① 提供できるサービスの種類と地域

事業者名	介護サポートかがやき有限会社
所在地	東京都練馬区北町8丁目37番8号 ベルソーナ北町111号室
居宅介護指定番号	東京都 1372002368 号
サービス提供地域	*練馬区 北町・平和台・氷川台・錦・光が丘・田柄・旭町・早宮・春日町

* 上記以外の地域についてもご相談に応じます。

② 事業者の営業日および営業時間

営業日	営業時間
日曜日・年末年始（12月30日から1月3日）を除く毎日	月曜日から土曜日午前9時から午後6時まで *時間外、日曜日についてはご相談に応じます

③ 事業者の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者（サ責兼務）	介護福祉士	1（1）	0	1（1）
サービス提供責任者	介護福祉士	5（1）	3（0）	8（1）
従業者	介護福祉士	3（0）	10（0）	13（1）
従業者	介護職員基礎研修課程	0（0）	1（0）	2（0）
従業者	介護職員初任者研修等	1（0）	16（1）	17（1）

（ ）内は男性再掲

④ サービスの提供時間

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00
平日	○	応相談	応相談	×
土・日・祝日	応相談	応相談	応相談	×

*時間帯により料金が異なります。

2. サービス内容

ホームヘルパーなどが訪問し、調理や掃除などの生活援助や、外出、入浴介助（見守り）などの身体介護を伴うサービスを提供します。利用者自身ができることが増えるように支援します。

生活援助

- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買物
- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 薬の受け取り など

本人以外の手伝いや、日常生活の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

（例）

- ×本人以外の家族のための家事
- ×ペットの世話
- ×来客の対応
- ×草むしりや花木の手入れ
- ×洗車
- ×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

自立支援のための見守りの援助（身体介護）

- 服薬の介助
- 入浴の介助（見守り）
- 外出の介助（介護は必要時のみで事故がないように常に見守る）など

3. 当事業者の練馬区総合事業訪問型サービスの特徴等

① 運営方針

- 利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう援助にあたることを基本とします。
- 利用者や家族とのより良い信頼関係を築けるよう努めるとともにサービス提供に際しては、利用者個々の希望やライフスタイルを尊重します。
- 訪問介護のサービス提供を通じて、地域住民から信頼を得られる事業者となるよう事業を進めていきます。

② サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	東京都、保険者等が開催する研修会に積極的に参加しています
サービスマニュアルの作成	○	

4. 利用料金

(1) サービス利用料

・ 練馬区総合事業訪問型サービスを利用する場合には、原則として1割負担です。

また、一定以上の所得がある方は、その所得に応じて2割、3割負担になります。

・ 利用料は、1ヵ月を最小の単位とした月あたりとなります。【別紙1照】

※ 週3回程度の利用については、ケアプランに位置付け地域包括支援センターの承諾を得た計画が対象となります。

※ 要介護認定の更新や区分変更の申請を行い、要介護と認定された場合には要介護の契約をさせていただきます。その時は要介護としての初回訪問介護の算定の対象になります。

【加算内容】

加算の種類	加算内容
初回加算	身体介護加算を算定し、新規に訪問サービス計画を作成した利用者に対して、初回または初回の属する月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合、または従業者のサービスに同行した場合。
身体加算	身体介護（自立支援のための見守りの援助）を含むサービスを提供した場合。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または練馬区長に届け出た指定訪問型サービス事業者が、利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合。 総単位数（ご利用いただいた訪問介護の単位数）×24.5%

(2) 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセルの連絡

利用者の都合でキャンセルが必要になった場合は、利用日前日、午後5時までにご連絡ください。

(4) その他

① 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

② 練馬区総合事業の認定申請をしてから認定の結果が出る前に暫定でサービスを利用された場合や、認定の結果により要介護となった場合や非該当となった場合は、それまでに利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。

（要介護となった場合は本契約締結日からの要介護の再契約となります。）

③ サービスを提供するために必要な機器、備品、消耗品等については、利用者の居宅で通常使用しているものをそのまま使用させていただきます。また、ご本人の心身状況による必要性や円滑なサービス提供の観点から、機器、備品、消耗品の購入をお願いすることがあります

④ 通常の使用方法で用いた場合に生じた機器や備品の「故障」や「破損」については、「その

経緯や状況」「使用（耐用）年数」等から補償できない場合もあります。

⑤ 料金の支払い方法について。

お支払は口座振替でお願いします。請求事務の都合上、毎月20日までに前月分の請求額を郵送、27日にご指定の口座から振替させていただきます（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日の振替となります）。

また、現金でのお支払いをご希望の場合は、毎月20日までに前月分の請求を致しますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社のサービス提供責任者または訪問事業責任者が伺いいたします。

契約を結びサービス提供を開始します。

※介護予防計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・練馬区総合事業給付でサービスを受けていた利用者の事業対象者区分が非該当（自立若しくは介護保険要介護状態区分が要介護）と認定された場合（この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、利用者やご家族などが当事業所やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

（事業所対応 9:00～18:00）

主治医	医療機関名	
	主治医	
	連絡先	
緊急時	希望医療機関	
ご家族	氏名（続柄）	
	連絡先	
居宅支援 事業所	ケアマネジャー	
	連絡先	

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、区および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待・身体拘束の防止について

利用者等の人権擁護、虐待・身体拘束の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待・身体拘束の防止に関する責任者を選定しています。（責任者：内村 健）
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 虐待・身体拘束防止を啓発・普及するために従業者に対して研修を実施しています。
- ⑤ 虐待・身体拘束等適正化委員会を年1回以上開催しています。

9. ハラスメント対策について

就業環境内、支援事務内におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休暇等に関するハラスメント対策の策定に取り組めます。

10. 第三者評価の実施について

第三者による評価	1, あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1, あり 2, なし
	2, なし		

11. 個人情報の取り扱いについて

別紙『個人情報の取得および利用に関する同意書』のとおり

12. 相談窓口、苦情対応

(1) 当事業者の相談窓口、苦情対応

当事業者のサービスに関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情は、次の窓口で対応いたします。

電話番号	03-5945-7881
FAX番号	03-5945-7885
担当者	管理者 内村 健
受付時間	日曜日を除く毎日、午前9時から午後6時まで (12月30日から1月3日を除く)
その他	相談苦情については、担当者、管理者が対応いたします。不在の場合は、対応した者が必ず「相談苦情対応シート」に記入し、担当者・管理者に引き継ぎます。

(2) お住いの地域包括支援センターの相談・苦情窓口にご相談いただけます。【別紙2参照】

(3) その他市町村の相談・苦情窓口にご相談いただけます。

名称	国民健康保険団体連合会(国保連) 介護保険部
所在地	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館10階
電話番号	03-6238-0177
受付時間	祝日を除く月曜日から金曜日、午前9時から午後5時まで

名称	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員(練馬区のかた)
所在地	東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階
電話番号	03-3993-1344
受付時間	祝日を除く月曜日から金曜日、午前9時から午後5時まで

13. 運営法人の概要

名 称	介護サポートかがやき有限会社			
代表者	代表取締役 堅木 弘幸			
所在地	東京都練馬区北町8丁目3番20号			
実施事業 の概要	事業所名	事業種別	設置主体	事業所指定番号
	介護サポート かがやき有限会社	居宅介護支援事業	練馬区	1372002368
		訪問介護事業(介護保険)	東京都	1372002368
		介護予防・日常生活支援総合事業	練馬区	1372002368
		居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護(障害者総合支援 法)	東京都	1312000282
		地域生活支援事業	練馬区	1362000430
		地域生活支援事業	板橋区	1312000282

	ぶらいと ライフケア	訪問介護事業（介護保険）	東京都	I3A2001025
		介護予防・日常生活支援総合事業	練馬区	I372013639
		居宅介護・同行援護（障害者総合支援法）	東京都	I312004409
		地域生活支援事業	練馬区	I362006312
	サーラかがやき	地域密着型通所介護事業	練馬区	I372006476
	あいケアハウス 練馬北町	都市型軽費老人ホーム		
事業所数	4 か所			

令和 年 月 日

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明、交付しました。

【事業者】

所在地 東京都練馬区北町8丁目37番地8号 ベルソーナ北町111号室

法人名 介護サポートかがやき有限会社

代表取締役 堅 木 弘 幸

事業所名 介護サポートかがやき有限会社（訪問介護）

管理者 内 村 健

説明者 氏名 _____

私は本書面により、事業所から訪問介護についての重要事項の説明、交付を受けました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【代理人】

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____